

# 家族割サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（家族割サービス）

家族割サービス（以下、「家族割」といいます。）は、当社指定料金プランにてご契約いただいたお客様を対象に、2回線目以降（副回線）の基本利用料を割引するサービスです。

### 第2条（本約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。
- 2 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知しま

### 第3条（適用条件）

家族割の適用条件は以下をすべて満たす必要がございます。

- 1 弊社サービス（放送、インターネット、ケーブルプラス電話）のご加入者様であること。
- 2 上記1に紐づいた複数のどじょっこスマホのご契約があること。
- 3 音声通話プランであること。
- 4 どじょっこスマホに関する全ての料金（基本利用料、端末割賦支払い、手数料等）が同一口座からの振替もしくは単一のクレジットカード支払いとなること。※これまでどじょっこスマホの利用料を別々の支払先にしていただいていた方で、「家族割」を適用するために支払先を統一される場合は、当事者間で支払い先等の合意を取ってください。

<主回線適用条件> スマホサービスにおいて以下の音声通話プランをご利用中またはお申し込みのうえ、主回線として指定いただくこと。

<副回線適用条件> スマホサービスにおいて以下の音声通話プランをご利用中またはお申し込みのうえ、副回線として指定いただくこと。

主回線および副回線の契約者が次のいずれかであること。

- 1 主回線の契約者および副回線の口座情報が同一であること。（原則、主回線からの引落としになります）
- 2 主回線の契約者および副回線の契約者がご家族（血縁・婚姻）であること。
- 3 主回線1回線につき、副回線は9回線まで適用。

### 第4条（注意事項）

- 1 当月末までにお申し込みいただくと、翌月分から「家族割」の適用となります。  
例) 2022年3月31日までにお申し込みいただいた場合、2022年4月分から「家族割」が適用となります。
- 2 お申し込み内容に不備があった場合は適用にならない場合がございます。（不備があった場合は弊社からご連絡いたします）

## ■料金表

音声通話プラン	「1台目」基本利用料	「2台目以降」基本利用料	家族割 割引額
携帯電話プラン	1,180円（税込1,298円）	880円（税込968円）	300円（税込330円）
3 GBプラン	1,480円（税込1,628円）	980円（税込1,078円）	500円（税込550円）
6 GBプラン	1,980円（税込2,178円）	1,580円（税込1,738円）	400円（税込440円）
10 GBプラン	2,280円（税込2,508円）	1,980円（税込2,178円）	300円（税込330円）
20 GBプラン	2,580円（税込2,838円）	2,280円（税込2,508円）	300円（税込330円）

## 第2章 申込及び承諾等

### 第5条（申込）

家族割サービス利用の申込（以下、「申込」といいます。）は家族割申込書により行うものとします。

### 第6条（申込の承諾等）

当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、スマホサービス契約約款第8条1~5に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

## 第3章 契約事項の変更等

### 第7条（主回線契約者の名称変更等）

主回線契約者は、その氏名、住所若しくは居所その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

### 第8条（個人の契約上の地位の承継）

契約者である個人が死亡したときは、当該個人に係る家族割は終了します。詳細はスマホサービス契約約款第12条に準拠します。

### 第9条（利用の停止等）

当社は、当該契約者のスマホサービス利用について、その全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。詳細はスマホサービス契約約款第15条に準拠します。

### 第10条（サービスの廃止）

当社は、都合により家族割の全部若しくは一部を廃止することがあります。詳細はスマホサービス契約約款第16条に準拠します。

## 第4章 契約の解除

### 第11条（当社の解除）

当社は、スマホサービス契約約款第17条に準拠し、家族割サービス契約を解除することがあります。

### 第12条（契約者の解除）

1 当社は、スマホサービス契約約款第18条に準拠し、家族割サービス契約を解除することができます。

2 以下のいずれかに該当した場合、当該月をもって家族割特典の適用を終了します。

- ① 主回線を解約した場合。
- ② 副回線を解約した場合。
- ③ 主回線または副回線の料金プランを、音声シングルプランからデータプランに変更した場合。
- ④ その他、適用条件を満たさなくなった場合。

※ 副回線に上記の事由が生じた場合、当該副回線についてのみ家族割の適用が終了となり、他の副回線については家族割の適用が継続いたします。

## 第5章 個人情報

### 第13条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。詳細はスマホサービス契約約款第30条に準拠します。

## 第6章 雑則

### 第14条（提供条件書記載事項の変更について）

本約款の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款の記載事項によります。

### 第15条（その他）

- 1 本約款記載事項以外の部分については、各通信サービス契約約款の規定を適用します。
- 2 記載の料金額は税抜価格、括弧内は税込価格となります。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

## 附則

本契約約款は、令和4年4月1日より施行します。